

#### 第4節 回数旅客運賃

(普通回数旅客運賃)

第73条 普通回数旅客運賃は、次のとおりとする。

(1) 大人の普通回数旅客運賃は、その区間の大人片道普通旅客運賃を10倍した額とする。

(2) 小児の普通回数旅客運賃は、その区間の小児片道普通旅客運賃を10倍した額とする。

(時差回数旅客運賃)

第73条の2 時差回数旅客運賃は、その区間の大人片道普通旅客運賃を10倍した額とする。

(土・休日割引回数旅客運賃)

第73条の3 土・休日割引回数旅客運賃は、その区間の大人片道普通旅客運賃を10倍した額とする。

(通学用割引普通回数旅客運賃)

第74条 第40条の規定により通学用割引回数乗車券を発売する場合は、次の各号に定めるとおり普通回数旅客運賃の割引を行う。

(1) 放送大学の学生（全科履修生、修士全科生及び博士全科生に限る。）に対しては、大人普通回数旅客運賃の2割引

(2) 通信教育を行う高等学校（中等教育学校後期課程を含む。）の生徒に対しては、大人普通回数旅客運賃の5割引

(割引の普通回数旅客運賃)

第74条の2 身体障害者旅客運賃割引規程、知的障害者旅客運賃割引規程および精神障害者旅客運賃割引規程により割引回数乗車券を発売する場合は、普通回数旅客運賃の5割引とする。